

令和4年度第3回阿南市教育振興基本計画等策定委員会  
議事録

日時：令和5年1月23日（月） 10時から11時50分まで

場所：阿南市役所6階 604会議室

出席者：委員12名中9名出席（別紙名簿参照）

教育委員会：坂本和裕教育長、林義郎委員、里美文子委員、多田敏子委員、新居浩江委員

事務局： 教育部 市瀬幸部長、学校教育課 岡田課長、教育総務課 中橋課長、  
教育総務課 西岡課長補佐、教育総務課 芝山主査

■会次第

1 開会

2 議事

(1) 「阿南市立小・中学校再編基本計画（案）」について

(2) その他

【議事1 「阿南市立小・中学校再編基本計画（案）」について】

（委員長）

この策定委員会では、教育振興基本計画、その他教育に関する重要な計画、または方針を策定することとなっております。令和3年度に教育委員会から「阿南市立小・中学校再編基本計画（案）」の策定について諮問を受け、今年度の3回目の審議になります。今日の策定委員会では、教育委員会へ答申する再編基本計画（案）について皆様にご審議いただく予定です。教育委員会では、今年度中に基本計画の策定を予定しています。したがって、本日の審議で基本計画を承認いただければ、後日、教育委員会へ答申したいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますとともに、会議のスムーズな進行にご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に策定委員会の議事録について、何かご意見ありますか。漢字の間違いとか、文言の細かな点は構いませんので、大きな点で何か修正点等ございますか。

（事務局）

はい、事務局から報告させていただきます。

議事録につきましては、複数の委員様から修正箇所をご指摘していただいている部分があります。大きく内容が変わるものではないので、それを反映させていただこうと思いますので、ご了承いただければと思います。

（委員長）

そうしましたらその点を含めて承認していただいたということにします。どうもありがとうございます。

それでは最初の議事でございますが、「阿南市立小・中学校再編基本計画（案）」について、事務局から説明をお願い申し上げます。

（事務局）

「阿南市立小・中学校再編基本計画（案）」の修正、変更点について、「附帯意見書（案）」についての説明。

（委員長）

何か「阿南市立小・中学校再編基本計画（案）」についての事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありますか。

（数藤（義）委員）

これまでの審議に参加してきた中で、通学手段の安全確保とか、それから地域文化の伝承についての書き込みがあって、非常によかったというふうな感想を持っています。

一点、ちょっと気になるところがありました。修正をお願いしたと思うのですが、11ページ、3.3です。今回、赤字で「集団の中で個人の尊厳に配慮しつつ」というフレーズが出てきます。実は少し理屈っぽい話になるのですが、「尊厳」という言葉は、「人間」以外には通常は使いません。「個人」といってしまうと、キャラクターというか、特徴のほうにいてしまうので、尊厳を求めるのとは違う方向にいてしまうというのがあります。そういう意味で、もし変えられるのであれば、例えば一つの案として、「集団の中で個性の尊重に配慮しつつ」のA案と、B案は、「集団の中で個人の人間としての尊厳を配慮しつつ」のどちらかに変えたほうが良いのではないかというふうに考えます。

（委員長）

最初の修正案をもう一度おっしゃっていただけますか。

（数藤（義）委員）

「集団の中で個性の尊重に配慮しつつ」です。個性の尊重です。これは、尊厳とは関係ありません。それからもう一つ、尊厳にこだわるのであれば、「人間としての尊厳」というふうな言葉を挿入すればと思います。個人の尊厳というのは、非常に収まりの悪い言葉といますか、正確にいうと、迷っていくような要素があるので、どちらかに変えたほうがいいかなという感じがします。

（委員長）

迷っていくというのは、どういうイメージでしょうか。

（数藤（義）委員）

これは、大学の講義レベルになってきて、あまり面白くないですが、人間の絶対的価値というのはどこにあるのかというのがあります。その中でよくみていくと、人間と、いわゆるキャラクターというか、特徴のあるというような、二つに分けて考えていくという方向だろうと思うのです。そういう考えでいくと、人間のほう、いわゆる人間の共通項のところ尊厳を見つけるべきで、それぞれの特徴のある部分に尊厳を見つけていくと、分からなくなってしまうというのがあります。そういうようなところで、できるだけ言葉としては「人間の尊厳」というワンフレーズで見たほうが、尊厳は捕まえやすいというか、逆

に捕まえ間違いをしないというところがあるのだらうと思います。そういう意味で、あまり「個人」と「尊厳」という言葉をくっつけて欲しくないという意味合いです。

(委員長)

第1案と第2案、意味としては若干異なりますので、今ご提案された個性の尊重と、人間としての尊厳というのは若干意味が異なります。

(数藤(義)委員)

尊厳のほうを強くいう、人間の価値が絶対なのだというあたりを前面に出すのであれば、「人間としての尊厳」という言い方になるでしょうし、逆にその個性が大事なのだるのであれば、むしろ尊厳ということをやめて、「尊重」にしておいたほうがいいのではないかという意見です。

この文章の流れの中で、説明を聞いていると、どうも最初の「集団の中での個性の尊重に配慮しつつ」とか、何かその辺の収まりがいいかなという感じもしています。

(委員長)

何かご意見ございますか。これについていかがでしょうか。

(仁尾委員)

数藤委員のご指摘を聞いてみて、納得できるような指摘だったような気がしまして、私は前後の文脈を考えると「個性の尊重」というような形に変えたほうがいいのかというように感じました。

(委員長)

他にご意見ございますか。

(近藤委員)

今の委員さんの意見を聞いて、この文章を再度読み直してみると、この配慮をしつつという、その配慮をする主語は誰なのかなと思いました。これは子ども同士なのか、それとも教育者側なのかなと思って今迷っているんですが、「個性を尊重しつつ」でもいいのかなど、そんな気がしました。

(委員長)

「配慮をしつつ」の主語は子どもですね。事務局として、お互いにという、そういうことですね。要はこの文章は、多様性のある集団を作りましょう。それを受け入れましょうという、そういう意味合いですね。

(市瀬委員)

この部分だけを見ると、先ほどの「個性の尊重に配慮をしつつ」というところになるのですが、最後に「互いを尊重し合う心や豊かな心が育まれます」とあるので、どちらも間違いとは言えないのですけれども、最後がお互いを尊重し合うとあるので、どちらかといえば「個人の人間としての尊厳」とは思いました。

(田中委員)

私も今のご意見によく似ていると思います。先ほどのご意見の中にもありましたように、最後まで文章を考えると、「尊厳」という言葉が入ってきても良いのではないかなというふうに思いました。

(委員長)

他にご意見ございますか。

(猪子委員)

障がいのある人のことを考えると、私も「個人の人間としての尊厳」というほうに賛成です。いろいろな突飛な行動をしたりする子どももいますし、そういう子どもを見たときに、まず前提として、一人の人間、人間はみんな一人の人間として、尊厳があるのですというところからスタートするという考え方のほうが、我々のこの仕事の場合は馴染んでいます。それを踏まえた上で、個性がある子どもなのだというふうな順番になっていきますので、どちらかというところ、人間としての尊厳というところを前提としていただきたいという気持ちがあります。

(委員長)

他にご意見ございますか。例えば「一人の人間としての尊厳を尊重し」や「尊厳に配慮する」というのが折衷案の気がします。いかがでしょうか。

(市瀬委員)

今の猪子先生のお話を聞いて、この人間としての尊厳というのは非常に全部が含まれてくるので、全部個性としてとか、そういう二つ目の案とかも全部含まれる最も広いベーシックな考え方になるので、それがいいと思います。「一人の人間としての尊厳を尊重し」となると、もともと人間は一人です。少し考えがまとまらないのですが。

(田中委員)

過去にはアスペルガー症候群の重いお子さんを私達が現場でお引き受けしたことがあります。先ほどおっしゃってくださったように、今でしたらそういう重度のお子さんは特別な教育課程に行かれたりするのですが、当時はそんなことがありました。そのときのことを、今思い出しまして、この個人の尊厳、みんなの中で、すごくそれを個性として見る。そして、本当に同学年の子どもたちにとっては、もう目を見張るようなことが毎日です。そういう中で、受け入れた私達、教育機関、そしてその子と一緒に生活する同年齢の子どもたちで、その関係をどのように作っていくかが難しかったです。もちろん保護者に向かって、全PTAに対しての啓発活動もしていきましたし、とても難しかったことを思い出しました。ここの個人としての尊厳、人間としての尊厳、とてもすごく大きな意味があるなど、今当時のことを思い出した次第です。尊厳という言葉を入れるのであれば、よく考えなければいけないと思いました。

(委員長)

他にご意見ございますか。

(市瀬委員)

この文章全体に、「個人」というのがもう1回出てきています。「集団や個人」で、ここで集団と個人というのが現れているので、この最初の部分も個人でいいのではないかなと思います。12ページの2行目の「多様な集団や個人が互いに磨き合い」で集団と個人というように、学校の中での集団と個人という言葉が出てきているので、それに合わせて、この最初の部分も「集団の中で個人の人間としての尊厳に配慮しつつ」というところでもいいかなと思いました。

(委員長)

数藤委員、何かございますか。

(数藤(義)委員)

この議論について、私自身がちょっと疑問に思ったのは、「個人の尊厳」というのは、実は法律の文章にも普通に入っています。普通に入っているのですが、学生の頃に、法哲学を学んだとき、矛盾というのを、ちょっと違う方向だということを確認されたというか、そういうゼミがありました。元々は、神学と法哲学の担当の先生が、この辺りについて言っていたのですが、私としては非常に気になる部分で、特に「尊厳」については、「人間」以外で使うとまずい場面がたくさんあるよというようなことだったのですが、最近、「人間」以外で尊厳が少し出てくるのです。あんまり「尊厳」については、安易に使ってはいけないというか、逆に「人間」以外に使うと、頭の中で考えていくと段々おかしくなってくるということがあります。ここは一つ「人間としての尊厳」というところを、できるのであれば強調しておいて、最初私は、「個性」のところでよいかと思ったのですが、話をいろいろ伺ってみると、大事なことですけども、いわゆる大原則の中でこれを確認するのも一つかなという感じはしています。全てのいわゆる規範のベースにあるのは、「人間の尊厳」というところなので、そういう意味では、それをここで確認することによって、逆に後半も生きてくるのかなという感じはしています。

(委員長)

今のご意見を聞いて、他の委員の方々いかがですか。ニュースではいろいろと問題があって、この原則が守られていないのではないかなというようなことをよく聞きますので、確認をするという意味では、「集団の中で人間としての尊厳に配慮しつつ」でよろしいでしょうか。

(数藤(義)委員)

修正意見はですね、「集団の中で個人の人間としての尊厳」です。

(委員長)

一人一人という意味ですね。

(数藤(義)委員)

挿入だけです。「人間としての」を「個人の」の次に挿入する。

(委員長)

でも、それぞれに尊厳がいるわけですね。集団の中で。今おっしゃったのは集団の中で、それぞれの人に対して尊厳を持たないといけないということですね。

(数藤(義)委員)

それぞれの人の中に尊厳が全て備わっているのだということを確認すると。集団の中で個人の人間としての尊厳に配慮しつつ」。

(委員長)

そこに複数形が入りますか。日本語で。それぞれの人間に対して、人に対して尊厳を持つという意味ですね。

(数藤(義)委員)

人間という共通項に尊厳があるのだよという確認をするという意味です。

(委員長)

今おっしゃった、個人の人間として。

(数藤(義)委員)

個人の中にある人間部分に尊厳がある。そこに焦点を当てて、ここに尊厳があるのだよという確認をするというイメージです。

(委員長)

もう一度確認しますが、個人の人間としての尊厳ですか。よろしいですか。

(笠原委員)

少しまどろっこしくないかなと思うのですが、数藤委員さんは「尊厳」というのは人間が持っているものということで、「人間」につけるというお気持ちは分かるのですが、これは、先ほど近藤委員がおっしゃるように、誰がこれをするのかというところで、築くことを可能にするんですよ。多様な友達を増やすことで築くことを可能にするのですが、この部分では誰がどうするのか、少し分かりにくいような気がしていて、私はもう「個性の尊重」でもいいかなと思います。

(委員長)

これは、委員長一人では決められないので、ここで決めてしまいます。「一人ひとりの人間としての尊厳」では駄目ですか。

(数藤(義)委員)

意味合いとしてですか。一人ひとりの人間には要するにその中に尊厳があってということですか。

(委員長)

そうすると、通常は日本語に単数形と複数形がないので、個人にSがついているか分からないのですが、複数形かどうか分からないのだったら、それぞれのという意味であったら「一人ひとりの人間としての尊厳」のほうが私はずっと頭に入りますが。いかがでしょうか。

(市瀬委員)

「集団の中で一人ひとりの尊厳に配慮しつつ」でいいのではないのでしょうか。

(委員長)

数藤委員いかがですか。

(数藤(義)委員)

私としては、一人ひとりに尊厳があるということの気づきができれば、これでいいかなと思うのですが、私の案としてはこういうのもあります。「集団の中で個人の持っている人間の尊厳を配慮しつつ」というのも別に良いのかなと、中身は一緒ですから。

(委員長)

「一人ひとりの尊厳」でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしたら、「集団の中で一人ひとりの尊厳に配慮しつつ」でよろしいでしょうか。「集団の中で一人ひとりの尊厳に配慮しつつ」ということで、ここは確定ということで、どうもありがとうございました。よく私が理解してなくて、時間をとってしまいまして、どうもすみませんでした。他に何かご意見ございますか。

(仁尾委員)

10ページの説明の中で、71人~105人とあります。一クラス23人、24人、24人となるので、「概ね」と入れるというようなお話だったのですが、逆に分かりにくくなってしま

うのかなというふうに感じまして、※印を入れるなりして、下に脚注をいれるほうが分かりやすいのかなと思いました。

(委員長)

今のご意見は24～35人と書いてあるところをちゃんと計算すれば23人になる。そのため、「概ね」ということを入れるという案なのですが、それは皆さんが計算しないと分からないので、脚注のほうがすっきりするという、そういう意味ですね。

「概ね」だとか、「概ね」がついていないのとどこが違うのか、つい考えてしまって、本質をちゃんと分からなくなってしまうという、そういうご意見ですので、それはごもっともですね。そうしましたら「概ね」の件については、アスタリスクで表示する。

脚注で説明を加えるということにします。これについてはこちらのほうにお任せいただけますでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

他にご意見ございますか。

(市瀬委員)

二つあります。一つは14ページの今のご説明の中で、「5. 3地域文化の継承」、学校を外したというふうにおっしゃっていただきました。

学校が所在する地域の文化を継承していくということだったのですが、再編により廃校になった学校の文化というのは、やはり地域だけではなくて学校独自で作られたものがあります。例えば、うちだったら人権劇。今年で39回です。そういうようなものを新しい学校でしないということがもしあったとしても、そういうものの歴史があったのだという継承はやはりしていただきたいなと思います。たくさんの学校の文化と地域の文化が総合した上で、新しい学校が作られていくという考えに基づかないと、地域だけの継承というのでは、非常に寂しいというか、その良さが失われていくのではないかと思います。新しいものができていくのですが、その中にやはりそのような歴史も織り交ぜながら、知らないのではなく、知った上で作っていくという姿勢がいるのではないかなと考えます。ここで「学校」というのを外すことをもう一度考えていただけたらなと感じました。

(委員長)

どうもありがとうございました。元々の最初の文章はどういう文章でしたか。

(事務局)

訂正前の文章は、「再編統合の対象となった学校や地域の文化が継承されるようコミュニティ・スクール制度等の活用を促進します」となっておりました。コミュニティ・スクール制度というのも記載はしていたのですが、このコミュニティ・スクール制度を活用するとどうなるのかというのが、分かりにくい表記でもあったため、こういう表現に変えたいという案を示させていただいたところです。

(委員長)

分かりました。

(近藤委員)

まず5番は、「学校再編と家庭・地域との関係」という大きな題名がついております。その中の5. 3は「地域文化の継承」ということで、このような文書を作成していただいたのだと思います。

先ほどのご意見は、学校文化です。市瀬委員の学校文化も伝承または継承してほしいというご意見だったかと思うのです。そうすると、どこにそれを入れようかなと考えたら入れるところがないので、この地域文化の継承というところに学校文化も含まれるような形にするか、5. 5まで作って、どこかに学校の文化というか伝統の継承みたいなことで、新しい項目を入れるということを考えました。学校・地域文化の継承または学校の伝統を尊重するというか、いい言葉が浮かばないのですが、そのような二つぐらい複合したような見出しにして、それぞれの学校が築き上げてきた伝統を、再編後もやれとは言えませんが、何かこう継承していきたいような、誇りとしても続けていきたいような、そんな気がしました。

(委員長)

どうもありがとうございました。何かご意見ございますか。遠慮なくおっしゃっていただければありがたいのですが。

(数藤(義)委員)

例えばですけど、タイトルとしては5. 3で、「地域文化等」の形で入れて、1行目はそのまま、第2行で「これまで学校で育ててきた文化」についても何か継承とかという形で入れるのが一つだろうと思います。継承するとか、何か新たな視点でとか、何か付け加えながら育むとかというので、どうでしょうか。

(委員長)

学校は地域に含まれますよね。

(数藤(義)委員)

ただこの場合は、学校と地域を少し分けて書いてあるというか、これまで分けて書いているので、ここは書くのだったら、書く場所であると思います。

(委員長)

他にご意見ございますか。文章が長くなりますが、分けるほうがよろしいですか。

(近藤委員)

今の数藤委員の意見に賛成で、二つ目の文章をつけて、そこに学校の伝統や文化についての記述を記載するというので、私はいいかなと思います。

(市瀬委員)

もう少し簡単にしようと思うと「学校や地域文化の継承」というタイトルで、学校や地域文化の継承として、学校が継承されるという意味合いがここに来るのですが、文の中に「所在する地域において、その地域の文化や学校で育まれた文化が」、ちょっと文化が続くのですが、「継承される」というふうに二つを並べていくというのものもあるかなとは思いますが、そうすれば文章を短くすることができるかなと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。他にご意見ございますか。いわゆる学校文化は地域文化に包含されないということ。

(市瀬委員)

含まれるのではなくて、並列にしたいです。地域文化の中に学校が含まれるのではなくて、地域文化と学校文化は並列に考えていただきたいと思いました。

(田中委員)



学校をタイトルに入れるとすれば、学校・地域文化の継承というふうに、中身を少し並列で出したらいいのではないかと思います。学校も地域の中と一体となって進んできた部分があると思うのです。おっしゃられるあたりは体験したりしていますので、中身は分かるのですが、タイトルは一緒でもいいのではないかと思います。中身で説明すればどうかと思いました。

(委員長)

どうもありがとうございます。この文章の後に、もう一度文章を付け加えると、その述語をどうするかとか、重複するかとか、そういうのが非常にややこしいので、市瀬委員の並列という意味でしたら、地域の文化や学校で育まれた文化が継承されるよう、あるいはその地域の文化及び学校で育まれた文化という方向にします。あと文言については、おまかせいただけますか。並列表記にします。よろしいですか。

そうしましたら、ここの文章は、その地域の文化と学校で育まれた文化が並列表記になるように書くというように修正します。細かい点はお任せいただけますでしょうか。

それで、もう2件目をお願いします。

(市瀬委員)

表記の問題なのですが、3ページの「6. 2 近年の動向」というところがあります。小中一貫教育の説明があり、その下に義務教育学校とあるのですが、義務教育学校も小中一貫教育の一つなので、ここに義務教育学校として取り出し、また線を引くということが必要なかどうか、小中一貫教育の中に、一つは義務教育学校、もう一つは小中一貫型小・中学校なので、読むと、義務教育学校の右側のところに、ほとんど同じことが書かれているので、この義務教育学校という施策のタイトルを退け、この棒線を退けて、義務教育学校についての説明を少し加えたら済むことではないかと思いました。

(委員長)

棒線というのは、横線で、義務教育学校は横線を除くだけという。これも小中一貫教育の一つ目、二つ目っていうことになると思います。横線を直すと分かりづらいので、要は小中一貫教育の中の一つの義務教育学校をさらに説明をしたものです。したがって、横線があると並列にあるというふうにとられるので、小中一貫教育の中の文章、義務教育学校をさらに説明するものと分かるように表を作り変えます。お任せいただけますでしょうか。どうもありがとうございます。線があると二つ並列してあるように見えると、そういうご指摘ですので、はいどうもありがとうございます。

(田中委員)

今のところも思っていたところなのですが、タイトルとして小中一貫教育というふうな大きな教育の施策があって、その中に小中一貫型小・中学校と義務教育学校という二つの方法があります。そういうことだと思うのですが、この書き方であると、紛らわしいと思います。小中一貫型小・中学校という教育の方法と義務教育学校というのはすごい違いがあると思います。どういう形で新しく再編成したり、学校を作り上げていくかというのも一つの課題だと思います。

それから、1ページの計画の期間ですが、令和5年度に実施計画の策定、今日の会議を踏まえて策定をされると計画の中にあるのですが、本当に令和5年度に素案のようなものを地域や保護者に向かって教育委員会は出すのでしょうか。

(事務局)

まだ計画の段階ではございますが、今年度中に基本計画、この策定を成案というふうになりましたら、引き続いて、実施計画の策定に入っていきたいと思っています。その令和5年度中に成案とするということはなかなか難しいと思いますが、この案というのを作って、それを公表していく、この作業を令和5年度中にやっていくことを目指しています。ですから、5年度中にどこまでできるか、素案のたたき台から、また住民説明会とかパブリックコメントとかで公表する段階があり、どこまでできるか、これはこれからの進捗にもかかってくるころはあるとは思いますが、その実施計画というのは、まさにその具体的な学校の位置とか、いつぐらいにできていくのかとか、そういう学校の組み合わせとか、そういう具体的な話になってくると思いますので、そういったことをこれから十分に協議していきたいというふうに考えているところです。

(仁尾委員)

今の話に関係があるのですが、9ページに適正規模が書かれているのですが、今年基本計画の「案」が消えて、来年実施計画に向かっていくのですが、いつの時点のこの適正規模を目指しているのかというところが書かれてなくて、今は適正規模だけど、将来適正規模でなくなる学校が、新設じゃなくて統合してしまうというようなことが起こりうる。そういう計画になってしまわないのかな、というようなことをよく耳にします。そこら辺はいつ頃、いつを基準にしてこの計画を考えているのかというところを、お尋ねしたいなとずっと思っていました。

(事務局)

基本的には10年というのを目安にしておりますが、やはり今おっしゃっていただいたように、状況も変わってまいります。ですので、示し方、これもあわせて実施計画の中で考えていくことになると思います。例えば、第1次、第2次というような形で、どこからやっていくのかということに合わせてお示しする。例えば、中学校からやるのかとか、小学校からやるのかといったようなことにも関連してくるのではないかなと思っています。今の段階で10年後に全ての小・中学校の再編が完了するようなことは、なかなか難しいのかなとは思いますが、そこは非常に難しいので、はっきりと答えられないところでもございます。

(仁尾委員)

今揉んでいるこの内容ですね。今日、特に11ページ以降のことをしましたが、ここを配慮するために、今この計画をしていると思います。10年後、新設ではなくて、もし併合になるというようなことがあれば、例えば9ページです。那賀川中学校とか岩脇小学校とか。この辺があやしいじゃないですか。併合になると、この配慮しているところが全部置き去りになってしまう場合があると思うのですが、そこは考えていただきたいところだなと、重々考えていただけるとは思うのですが、重ねてお願いしたいところです。

(委員長)

今のご質問の件は、最近の日経にも出ていましたし、いろんな自治体というか、そこで問題となっているので、そのあたりをご検討いただければと思います。

この基本計画案について何かご意見ありますか。よろしいですか。

そうしましたらいくつか修正がございましたが、いずれも委員長一任ということにしておりましたので、皆様のご意見を入れる、そういう形で修正したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは次に学校再編に係る附帯意見書案について審議したいと思います。

(市瀬委員)

これは、確認です。ここに出ている報告するものが黒い点として8項目あると思うのですが、これは全部並列状態ですか。最初に出てきたものを重点的に見ていくものなのか、というところを確認したいです。

(委員長)

一般論では並列状態ですが、念のため事務局にご回答お願いします。

(事務局)

ここに挙げさせていただいておりますのは、出していただいた意見を並べた状態ですので、並列であると考えています。仮に、これを順位付けとかにしようとする場合は、最重要課題は何々でそれを行って、それを満たして、何々は云々であるとかそういう書き方をすれば、順位付けは可能です。通常こういう形でいくと並列状態です、とか全部の重みは一緒という、そういうことになると思います。

(委員長)

よろしいですか。この附帯意見書について何かご意見ありますか。

(近藤委員)

先ほど事務局からも再編統合の順序を小学校が先か、もしくは中学校が先かも、今後検討するというようなお話でした。附帯意見書は、基本計画が出されるときに附帯されます。そうすると、中学校が先か、小学校が先かという話は、今しておかなければいけないのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

(委員長)

これ第2項目で、先行して中学校を再編統合したとして、それから小学校の再編統合に取り組むと書いてあるというか、まず中学校をして、それから小学校の再編統合を行うという。そういうご意見を、私、聞き間違えたのでしょうか。

(近藤委員)

中学校の先行というのがありきなのですか。

(事務局)

近藤委員におっしゃっていただいた、中学校が先にありきとかいうことではないです。委員の中からこういう意見が出されましたということを書いてあります。先に今の時点で、中学校を先にするのか小学校を先にするのかを決めておくということではないと考えています。こういう意見があったので、それについても、実施計画の中で当然考えていく必要があるということ意見をいただいたということです。

(田中委員)

今のこの項目なのですが、記憶の中では小・中学校の保護者のアンケート結果の中に、これが出ていたと思うのですが、中学校のほうを先にしてもらって、小学校は子どもが通学の範囲も歩いて行けるところも限られているので、後で小学校が統廃合になっていくと

というような保護者のアンケートの中に出ていたと思います。それを私達も検討させていただいたのでないかなというふうに思うのですが。

事務局どうでしょうか。保護者のアンケートの中であったように思うのです。

(仁尾委員)

田中委員のご意見で事務局に振られたのですが、去年のこの委員会の中で、ある委員の方がおっしゃった意見です。この緩やかな再編統合っていう話は、第2回だと思うのですが、誰というのかも覚えていません。

(事務局)

実際にアンケートの中でも項目として、中学校を先に検討するのか、それとも違う方法でというのはありました。先ほど仁尾委員からもお話がありましたように、この附帯意見書については、昨年度の策定委員会の中で委員から出していただいた意見を掲載させていただいているということになっております。

(委員長)

はいどうもありがとうございました。他にご意見ございますか。

(数藤(和)委員)

正直、子育て世代からすると、この附帯意見書の中で本当に欲しい内容はというと、この放課後児童クラブの充実に考慮されたいということと、あと一番気になるのはやっぱり通学手段です。スクールバスとかの通学、登校で、自分の子どもが登校に際して安心安全が確保されるのか、遠くなるのであれば、ちゃんと通学バスかスクールバスとかを出してくれるのかというのが一番心配する事項です。そのため通学手段についても少し入れてほしいというのが意見です。

(委員長)

通学手段については、基本計画案に書いてあり、附帯意見よりも基本計画に入っているほうが強いです。附帯意見というのは、こういう意見があるので、可能な範囲で考えてください、というのが基本です。基本計画のほうが強いので、こちらのほうに入っていますので大丈夫かと思えます。他に何かありますか。

(近藤委員)

話が前後して申し訳ないのですが、基本計画の5ページ、6ページなのですが、打ち切った後で気がついてしまったのですが、5ページ、6ページの表で、学校名があって、次に児童数があって、次に学級数が二つあるのですが、一つ目の学級数には特別支援学級含むということです。二つ目のほうは、ただの学級数ということで含まないのだなというのは想像できるのですが、書いたほうが良いのではないかと思います。「特別支援学級を除く」というような表記をしたほうが良いのではないかなというふうに思いました。

それともう一つなのですが、感想みたいなことなのですが、この委員になって関わらせていただいておりますが、先日ちょっと歯の治療で、同級生の歯医者へ行きました。そうしたら、この前、1歳半の子どもの歯の検診に行ってきたという話を聞かせてくれました。何人の子どもの歯の検診を受けに来たかということをお私に聞いてきたのです。何人ぐらいいるのかなと、1歳半の子が何人いたのかと治療を受けながらひたすら聞いていたのですが、350人だったそうです。350人について考えてみると、今の生徒は、1学年、500、600人いるかと思うのです。1学年が350人になってしまうということです。小学

校はいくつあればいいのかなと考えてみたのです。かなり少ない数で済んでしまうなと思いました。この子たちが、5年後に小学校に入学してくるのかなと思うと、これはちょっと危機的な状況じゃないかなと思います。その350人という数字がその検診に来てくれた子だけなので、どれくらい信憑性があるかわかりませんが、コロナの影響があって、結婚の時期がずれたりとか、出産を控えられた家庭もあるのではないかなということも考慮して、この350人が非常に少ない数であることを期待しているのですけれども、今生まれている0歳まで、今年度生まれる子どもたちの数は正確には把握できるとして、これから先の数もちょっと十分考えて、再編を考えていけないといけないと思っています。先ほど仁尾委員の話にもありましたように、本当にすぐに適正規模から外れていく学校が出てくるのではないかなというふうな心配をしています。

(委員長)

どうもありがとうございます。350人というのは、全域での数値ですか。事務局は数字を持っていますか。1歳児の今のデータで計算すると500人ぐらいかなと。基本計画案の6ページ目に2020年で0歳から14歳で8,351人ですから、非常に少なくなるので、いろいろ今後考える必要があるということだと思います。

(事務局)

令和3年の7月段階での数字なのですが、阿南市市内で396人という数字が出ていますので、概ね先ほどのお話と合致するかなと思います。

(委員長)

再編基本計画案の6ページにある0歳から14歳で8,351人と、幼いほど大きく減っていくという数値です。他に附帯意見について、他にご意見ありますでしょうか。

(笠原委員)

以前の会議で出たのかもしれないのですが、この移住者の受け入れの影響について考慮されたいというのが、私は分からないのですが、受け入れ者を多くするために再編統合するのか、再編統合になった場合に移住者が来なくなるというのと、どちらを考えておられるのかなというのが分からないので、質問させていただきました。

(事務局)

こちらの移住者の受け入れへの影響についてということなのですが、これは委員から今、移住に取り組んでいる地域があるので、その地域から小規模の学校がなくなれば、移住の受け入れに困難が生じるかもわからないので、そのあたりを配慮してくださいというご意見でした。

(委員長)

移住者の受け入れへの影響についてが曖昧だから、という意味です。ここはもしかして、ずれが生じるので、こういう質問が出ないような附帯意見書にする必要があるので、移住者の受け入れ促進への影響について考慮されたい、というところですか。

そうすると誰も間違いはないと、そうしたらそこは受け入れ促進か、何かそういう言葉に修正をします。よろしいですか。

(田中委員)

この文言についてはではないのですが、現実の姿のところを皆さんにお知らせしといたらどうかなと思います。加茂谷にも出ていますという話をしたのですが、この地区にはお子

さん連れした移住者の方がかなり入ってこられました。そしてその方たちは、校区内の学校へほとんど来られていないのです。吉井小学校へ来てくれている人数が、1人でも増えてくれたら嬉しいなと思っています。この間、そういう方たちとお話する機会がありました。移住するときにはもうこの校区の学校行かせる気持ちは全然ないのです。実はこういう学校が阿南市内にあるから、そこへ入りたい。でもその校区内ではなくて。移住を促進しているところに行くと、この空き家対策とかいろいろな支援を目指して、そして農家の農地も借りられる。「こういうのを目指して、実は来た」と。これが一家族なら良いのですが。それが分かって、そうか、だから来てくれないのだと。他の地域へ入られた方もやはり公の学校ではなくて、校区外の学校へ子どもたちを通わせます。自分の立場から考えたのとは全然違った姿があるのだと、少しその方たちとお話する機会があって分かりました。ですから、この文言は入れといていいと思うのです。それぞれ移住して来られる方たちは、自分の大切にしているものがあるのだということを、受け入れ側の私達も知っておくべきではないかと。

(委員長)

どうもありがとうございました。他にご意見ございますか。

(数藤(義)委員)

一つはですね、市民への周知が徹底できるような情報発信に努められたい、これはもちろんなのですが、受け手側の話です。情報教育であるとか、その辺の表現はおまかせしますが、要するに市民教育みたいな感じの部分がより充実するような場面が必要ではないかなということで、何か情報教育という言葉をお願いしたいと思います。

それともう1点ですが、最後の部分ですが「教育のまち阿南」の実現につながるような教育の充実に取り組まれないとありますが、教育は理屈で言えば、学校教育と社会教育があるし、その上位概念は生涯学習があるというようなところで、少し何か表現の仕方もあるのかなという感じはしています。

(委員長)

最初のほうですが、情報教育を充実ということをおっしゃいました。ここの周知というのは、学校再編に係るいろんなことの周知のことですので、情報教育とはまた別です。基本として情報教育を受けるといって教育方針になっていますので、ここではそれは当たらないものではないか思います。周知のほうは、学校再編に係るいろんな方針とかが市民の皆様に、津々浦々伝わるようにという、そういう意味ですので、そうすると例えば市民への学校再編に係る周知が徹底できるような情報発信とかにすると、そのあたりでよろしいのではないかと思います。それでよろしいですか。

(数藤(義)委員)

イメージとしては、受け手が受けるための能力がなければ少し難しいということがベースにあるのですが、別にそこは再編云々でないと言えばそれでいいと思います。

(委員長)

一般論で情報教育とか、そういう意味ではなくて、要は説明をして理解をしていただくようにするということです。いろいろな方がいらっしゃるの、市としてもちゃんと配慮すると、そういう意味だと思っています。

二つ目の「教育のまち阿南」の実現につながる教育の充実、これはどういうご提案ですか。

(数藤(義)委員)

例えば、教育の充実とか生涯学習の充実という言葉がいいかどうか分かりませんが、「教育のまち阿南」につながるための何か具体的なものがあれば、ここに書き込む必要があるのではなかという感じはしています。

(委員長)

それについては、これは学校再編でございますので、小学校、中学校に限定されて、生涯学習とかはまた別の施策でやっているの、それは入れなくてよいのではないかなというのが私の個人的な意見なのですが、いかがですか。

(数藤(義)委員)

私の感覚としては、社会教育と学校教育というのは車の両輪なので、一方のところだけ議論を強くしても、もう一方のほうもある程度意識していかないといけないのかなという感じはしています。

(委員長)

おっしゃっているのはごもっともなのですが、今のこの附帯意見書というのは、学校再編の再編基本計画に関する附帯意見書です。いろんな教育施策というのは、また別のところでやっているの、私の個人的な意見としては、なくてもいいのかな、それを入れると発散してしまうので、再編した後で、例えばこの小学校、中学校でいろんな教育に充実を図るとするのは当然のこと、それはまた別のところでそういう施策が行われていると、私は承知しています。よろしいですか。

(数藤(義)委員)

感覚だけでご説明したら、基本計画の中に社会教育の話は入れるべきではない、これは分かっています。ただ、附帯意見ですから、ある意味では直接関係なくても入れてもいいのではないかなという感じはしています。

(委員長)

そうするといろんなことが入ってきてしまいますけども。

(仁尾委員)

そもそもこの最後の行がいるのかどうかと思う部分もあります。多分僕の記憶が確かならですが、最後の最後に委員長がおっしゃった言葉だと思います。

(委員長)

多分、再編をして学校の数が少なくなって、生徒数も児童数も減るけれども、それでも変わらず充実してくださいと、要は施設等とかそういうところでも統合するときに考えてください。多分そういう意味合いじゃないかなと私は想像するのですが。分かりました。事務局と含めて、議事録をもう一度確認をして、適切にそこは修正します。

他にございますか。よろしいですか。

そうしましたら、第1項目に移住者の受け入れ促進をしているところへの影響とか、それが分かるような文言に修正をするというところと、最後の文章についてはもう少し具体的になるように書くということで、あとは承認いただけますでしょうか。よろしいですか。はい、どうもありがとうございました。

## 【議事2 その他】

### (委員長)

事務局のほうで何かございますか。はいどうぞ。

### (事務局)

事務局のほうから今後の流れにつきましてご説明をさせていただき、ご報告させていただきたいと思います。

本日ご審議いただきました基本計画の案、それから附帯意見書につきましては、概ね委員さんのご承認をいただけたと思うのですが、この後、一部残りの修正と、それから最終的な微調整をしていきたいと思います。

その後、後日策定委員会を代表していただいて、箕島委員長の方から本市の教育委員会に対しまして、基本計画の案の答申をいただきたいと思っています。

その後の教育委員会におきましても、教育委員さんにも諮りまして、今年度末までに教育委員会として基本計画の策定を完了し、成案としたいというふうに考えておりますので、現時点では今年度中の策定委員会の開催は、今回が最後になるというふうに予定しています。委員の皆様には骨子案の作成段階から、大変熱心なご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

令和5年度になりましたら、先ほどのご質問にもございましたように、この基本計画をもとに統合する学校の組み合わせ、それからそれに基づく学校の位置などの具体的な再編の内容の他に、その再編の時期とか実施時期などの案をお示しする実施計画の策定に入っております。引き続き市内の教育分野を代表される委員の皆様にお力添えをいただきながら、策定を進めていきたいというふうに考えておりますので、また令和5年度に入りまして、また改めてご案内をさせていただきますので、今後ともご指導をいただきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

### (委員長)

事務局のご説明について何かご質問ございますか。よろしいですか。

そうしましたら、私の議長としての本日の役割はこれで終わりになります。それではマイクを事務局にお返しします。

### (事務局)

それでは以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。